

伊野南墓地公園使用者募集

■申込書及び募集要項配布場所

下記場所で、7月1日(金)から配布します。
環境課・吾北総合支所住民福祉課・本川総合支所住民福祉課・枝川出張所・八田出張所
※いの町ホームページからも募集要項をダウンロードできます。

■申込受付場所 環境課へ持参してください。
(資格内容審査聴取のため郵送での受け付けはしていません。)

■受付期間 7月15日(金)～8月31日(水)
8:30～17:15
(ただし土、日、祝日を除く。)

■申込者資格

次のいずれかの条件を備える方で、使用許可後2年以内に確実に墓碑等の設置ができる方。

- ①いの町内に住所を有する方。
- ②いの町内に本籍を有する方。
- ③いの町内に現に故人のお墓を有し、改葬先として、伊野南墓地公園を希望する方。

■募集区画(規定区画)

規定区画	間口×奥行	区画数	1区画使用料
1.2坪(約4.1㎡) W-11-23～W-11-33 W-12-2 W-12-6～W-12-28 W-13-21～W-13-22	1.71m×2.40m	37区画	656,000円
1.5坪(約5.1㎡) W-8-7～W-8-34 W-9-2～W-9-8 W-9-16	1.70m×3.00m	36区画	816,000円
2.0坪(約6.6㎡) W-1-22～W-1-25 W-2-2～W-2-7 W-4-12	2.20m×3.00m	11区画	1,056,000円

■募集区画(規格外区画)

規格外区画	間口×奥行	1区画使用料
E-3-1(約9.9㎡)	3.30m×3.00m	1,584,000円
E-5-1(約9.9㎡)	3.30m×3.00m	1,584,000円
E-7-1(約7.8㎡)	2.60m×3.00m	1,248,000円
E-12-1(約6.0㎡)	2.50m×2.40m	960,000円
E-14-4(約4.2㎡)	1.71m×2.47m	672,000円
W-4-1(約6.9㎡)	2.30m×3.00m	1,104,000円
W-9-34(約8.1㎡)	2.70m×3.00m	1,296,000円
W-11-34(約6.7㎡)	1.95m×2.40m 隣接地2.1㎡含む	1,072,000円
W-12-29(約16.1㎡)	3.35m×2.40m 隣接地8.1㎡含む	2,576,000円
W-13-23(約16.0㎡)	2.68m×2.40m 隣接地9.6㎡含む	2,560,000円
W-14-6(約4.2㎡)	1.71m×2.47m	672,000円
W-14-7(約4.2㎡)	1.71m×2.47m	672,000円

規格外区画	間口×奥行	1区画使用料
W-14-8(約4.2㎡)	1.71m×2.47m	672,000円
W-14-9(約4.2㎡)	1.71m×2.47m	672,000円
W-14-10(約4.2㎡)	1.71m×2.47m	672,000円
W-14-14(約17.5㎡)	1.86m×2.47m 隣接地13.0㎡含む	2,800,000円

※1区画使用料は、永代使用料、永代管理料を合計した金額です。

■永代使用料 1㎡あたり 130,000円

■永代管理料 1㎡あたり 30,000円

■申し込みに必要なもの

伊野南墓地公園使用申込書(所定の様式)

1通

添付書類

・住所要件で申し込まれる方は、本籍地が記載された住民票で世帯全員の記載のあるもの

1通

・本籍要件で申し込まれる方は、世帯全員の記載のある戸籍の附票、又は、本籍地が記載された住民票で世帯全員の記載のあるもの

1通

・お墓がいの町内にあることのみの要件で申し込まれる方は、申立書と本籍地が記載された住民票で世帯全員の記載のあるもの

各1通

・印鑑(認め印で可)

■申し込みの注意事項

①申し込みは1世帯1区画とします。重複の申し込みはできません。

②「申込者」以外は墓地の使用ができませんので、必ず「使用者」となる方の名前で申し込んでください。

③募集区画以上の申し込みがあった場合は抽選になります。

④申し込みについては、代理の方でもかまいませんが、抽選会には申請者ご本人又は委任状持参者がお越しください。

⑤本籍要件のみで申し込まれる方、又はお墓がいの町内にあることのみの要件で申し込まれる方は、いの町内在住の方を代理人として選定していただきます。

⑥お墓がいの町内にあることのみの要件で申し込む場合は、現地確認に立ち会っていただきます。

⑦申し込み前に、伊野南墓地公園の現地を確認しておいてください。

⑧詳細については、「伊野南墓地公園使用者募集要項」をご覧ください。

⑨抽選会は、10月2日(日)すこやかセンター伊野で行います。

■問い合わせ 環境課

☎ 893-1160